

病気の子どもや
入院している子どものための
支援ハンドブック



福島県特別支援教育センター



病気の時でも 教育はできます

病気の時だからこそ 行うべき教育があります

病気になったから 受けられる教育があります



「病気の子どもの理解のために」（全国特別支援学校病弱教育校長会、
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）より一部抜粋

このハンドブックの活用に当たって

病気の子どもや入院している子どもへの対応は、病状により一人一人異なります。また、同じ子どもに対しても治療の状況等により、その時々に応じた対応が必要になることがあります。

このハンドブックは、病気の子どもや入院している子どもへの支援や配慮を進める上で大切にしたい事項や福島県内での実際の取組をまとめたものです。

どのような対応があるかを学校や先生方、関係者が把握し、理解することは、病気と向き合う子どもたちを支える第一歩となります。

多くの方々に本ハンドブックを活用していただければ幸いです。

*** 目 次 ***

はじめに	1
I 病気の子どもや入院している子ども理解のために	
病気の子どもや入院している子どもの気持ち	4
病気の子どもや入院している子どもの家族	6
II 病気の子どもたちの学び	
病気の子どもの学びの場	7
入院した子どもの学びの場	8
III 学校で行う支援や配慮	
在籍する子どもの病気や入院が分かったら	12
よりよい支援や配慮のために	14
ICTを活用した支援	17
IV 関係機関の連携と協力	
関係する機関	19
関係する機関とのつながり	21
事例の紹介	23
おわりに	27
資料 学校としての取組チェックシート	28
資料 学校の取組を進めるに当たり確認しておきたい主要内容～メモ用紙～	29
資料 参考になる本やWeb サイト等の紹介	30

トピック 1 病弱教育の対象として比較的多くみられる疾患	3
トピック 2 長期に渡り入院している子どもの不安	5
トピック 3 特別支援学校(病弱)からの転出1ヶ月後のアンケート	10
トピック 4 [参考] 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化	11
トピック 5 病院訪問学習支援ボランティア	11
トピック 6 合理的配慮の事例	16
トピック 7 ICTを活用した支援の事例	18
トピック 8 特別支援学校のセンター的機能	20
トピック 9 リーフレット「病気の子どもや入院している子どもの支援ガイド」	21
トピック 10 保護者、小学校、市町村教育委員会、教育事務所、特別支援学校(病弱)が連携して実施したケース会議	22

はじめに

近年の病気の子どもや入院している子ども等の状況等

病気の子どもや入院している子どもを取り巻く環境は、医療の進歩等により近年大きく変化してきています。通院しながらの治療が可能となったり、入院期間が短期化したりしています。また、短期間で入退院を繰り返すことも増えています。さらに、長期に渡る治療や生活規制により通学が難しい場合もあります。

文部科学省が平成 26 年度に実施した「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」では、平成 25 年度中に病気やけがにより長期入院（年間延べ 30 課業日以上）した児童生徒は、延べ 6,349 人でした（小学校 1,478 人、中学校 1,291 人、高等学校 1,124 人、特別支援学校 2,456 人）。また、病気やけがにより延べ 30 課業日以上入院した児童生徒への対応に関する項目では、小・中学校では約 43%の児童生徒に対して、高等学校では約 69%の生徒に対して様々な理由により在籍校による学習指導が行われていないことが明らかとなりました。（図 1）

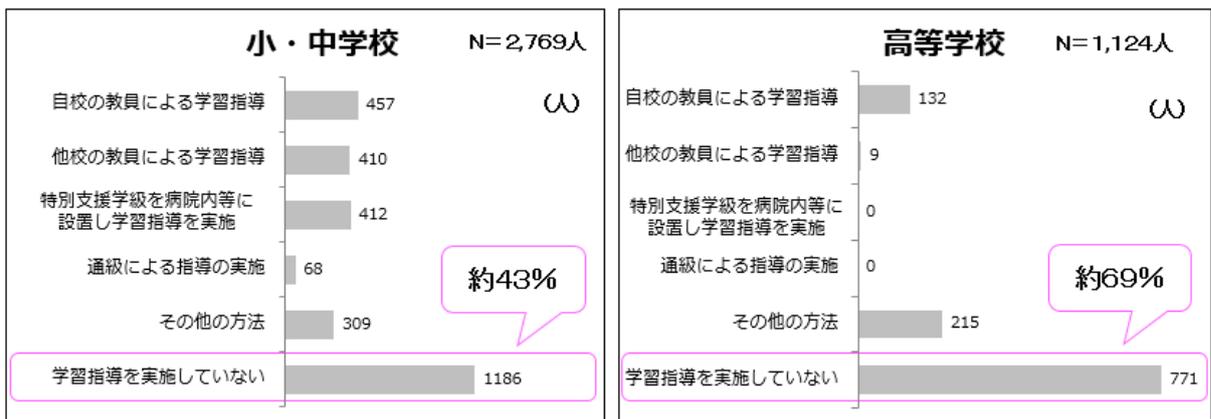


図 1 病気やけがにより延べ 30 課業日以上入院した児童生徒への対応

文部科学省「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査の概要」により作成

病気の子どもや入院している子どもに対する教育の意義

病気の子どもや入院している子どもは、身体の状態や治療、学習や生活等に対して様々な不安があります。また、病状や治療によって活動等に制限がある場合もあり、強いストレスを抱えることも多くあります。



このような状況の中、適切な学習機会を確保し、学習内容を充実させることは、教育の保障として不可欠であるとともに、病気の子どもや入院している子どもにとって大きな心の支えとなります。

短期間で病状が回復する場合や体調等がすぐれない状態が長く続く場合など、一人一人の病状や治療期間等は違いますが、どのような場合でも、教育を保障し、よりよい支援や配慮を行うことは、子どもの成長にとって非常に重要なことです。

平成6年12月に文部省の病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議がまとめた「病気療養児の教育について（審議のまとめ）」には、病気療養児の教育の意義として次の記述があります。

病気療養児は、長期、短期、頻回の入院等による学習空白によって、学習の遅れが生じたり、回復後においては学業不振になることも多く、病気療養児に対する教育は、このような学習の遅れなどを補完し、学力を補償する上で、もとより重要な意義を有するものであるが、その他に、一般に次のような点についての意義があると考えられていることに留意する必要がある。

(1) 積極性・自主性・社会性の涵養

病気療養児は、長期に渡る療育経験から、積極性、自主性、社会性が乏しくなりやすい等の傾向も見られる。このような傾向を防ぎ、健全な成長を促す上でも、病気療養児の教育は重要である。

(2) 心理的安定への寄与

病気療養児は、病気への不安や家族、友人と離れた孤独感などから、心理的に不安定な状態に陥り易く、健康回復への意欲を減退させている場合が多い。病気療養児に対して教育を行うことは、このような児童生徒に生きがいを与え、心理的な安定をもたらす、健康回復への意欲を育てることにつながると考えられる。

(3) 病気に対する自己管理能力

病気療養児の教育は、病気の状態等に配慮しつつ、病気を改善・克服するための知識、技能、態度及び習慣や意欲を培い、病気に対する自己管理能力を育てていくことに有用なものである。

(4) 治療上の効果等

医師、看護師等の医療関係者の中には、経験的に、学校教育を受けている病気療養児の方が、治療上の効果が上がり、退院後の適応もよく、また、再発の頻度も少なく、病気療養児の教育が、健康の回復やその後の生活に大きく寄与することを指摘する者も多い。また、教育の実施は、病気療養児の療養生活環境の質（QOL「クオリティ・オブ・ライフ」）の向上にも資するものである。

* 病弱教育について *

病弱教育は、病気の子どもや入院している子どもに対して適切な教育、特別に配慮した教育を行うものです。「病弱」や「身体虚弱」の子どもが対象となります。

「病弱」とは、学校教育においては、心身の病気のため継続的又は繰り返し医療又は生活規制（生活の管理）を必要とする状態にあることを言います。また、「身体虚弱」とは、病気ではないが不調な状態が続く、病気にかかりやすいなどのため、継続して生活規制を必要とする状態にあることを言います。

学校教育法施行令第22条の3では、「病弱者」について次のように定義しています。

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

病弱教育は、特別支援学校（病弱）や、病弱・身体虚弱特別支援学級だけで行われるものではありません。病気の子どもの多くは、小・中学校の通常の学級等で健康面や安全面等への配慮を受けながら学習しています。

一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の選択と対応が大切です。（P7、8 参照）



トピック 1

病弱教育の対象として比較的多くみられる疾患

「教育支援資料」（平成 25 年 10 月文部科学省）には、病弱教育の対象として比較的多くみられる疾患名とその症状や対応等が書かれています。

- ① 気管支喘息
- ② 腎臓病 ア 急性糸球体腎炎 イ 慢性糸球体腎炎 ウ ネフローゼ症候群
- ③ 筋ジストロフィー
- ④ 悪性新生物 ア 白血病 イ 神経芽腫（神経芽細胞腫）
- ⑤ 心臓病 ア 心室中隔欠損 イ 心房中隔欠損 ウ 心筋症 エ 川崎病
- ⑥ 糖尿病 ア 1 型糖尿病 イ 2 型糖尿病
- ⑦ 血友病
- ⑧ 整形外科的疾患 ア 二分脊椎症 イ 骨形成不全症 ウ ペルテス病 エ 脊椎側弯症
- ⑨ てんかん ア 緊急対応を要する発作 イ 危険を排除しながら見守るのが中心の発作
- ⑩ 重症心身障害
- ⑪ アレルギー疾患 ア アトピー性皮膚炎 イ 食物アレルギー
- ⑫ 肥満（症）
- ⑬ 心身症 ア 反復性腹痛 イ 頭痛 ウ 摂食障害
- ⑭ うつ病等の精神疾患
- ⑮ その他

これらの疾患は例として示され、次のことも書かれています。

ここで示す疾患は、あくまでも代表的なものである。そのため、病弱教育の対象者として判断する際には、これら以外の疾患も対象となることや、疾患名だけで判断するものではなく、病状や必要とされる教育的支援の内容等を踏まえて判断するものであることに留意する必要がある。（一部抜粋）

また、上記「⑮ その他」の項目には、次のことが書かれています。

病弱教育の対象として判断するに当たっては、疾患名を把握することも重要なことであるが、例えば同じ心臓病であっても、健康な子供とほとんど同じ運動ができる状態の子供もいれば、酸素を必要とする子供や、厳しい運動上の制限がある子供もいるため、診断名だけでは、障害の状態や子供が必要とする教育的支援の内容が分からない。そのため、学校教育法施行令や通知等で示されているように、医療や生活規制等の状態等により判断し、その上で個々の子供の実態に応じた適切な指導と必要な支援について検討することが必要である。（一部抜粋）



I 病気の子どもや入院している子どもの理解のために

病気の子どもや入院している子どもの気持ち

病気が分かってから、あるいは、入院が決まってからの子どもの生活は、それまでとは大きく変わります。治療や入院等の中で、子どもは様々な不安を感じています。

病気の子どもや入院している子どもへの支援や配慮では、一人一人の病状についての正しい理解とともに、本人の気持ちに寄り添うことが最も大切になります。

病気の子どもや入院している子どもが感じること

病気の子どもや入院している子どもの気持ちは、年齢や発達の段階、病状、性格、環境等により様々です。また、その時々で変化することもあります。しかし、多くの子どもに共通することは、不安やストレスとともに、喪失感を感じていることです。「病気になったのは、自分が悪かったから」と感じることも多くあります。

病気の子どもや入院している子どもの状態や心理的な傾向としては、次のようなことがあげられます。

幼児期

- 治療や入院による苦痛体験やその過程で感じる様々な不安、遊びの欠如などからストレスをためやすくなる。
- 入院し家庭を離れることにより、気持ちが不安定になる。
- 退行行動が見られたり、睡眠や食事がうまくとれなくなったりする。
- 不安により、頭痛や腹痛などの身体症状があらわれることがある。

児童期

- 入院や治療のため欠席が多くなることなどから学習が遅れることがあり、焦燥感や不安を感じる。
- 学級内で孤立しがちになり、友達から取り残されるという疎外感や不安が高まる。
- 活動の制限から経験不足になり、ものの見方や考え方が偏ることがある。
- 友達関係や社会適応がうまくいかないことがある。

思春期

- 学習の遅れなどから、進路や将来に大きな不安を感じる。
- 活動の制限や薬の副作用などにストレスを感じ、意欲が低下することがある。
- 外見の変化に劣等感を感じることもある。
- 時には保護者や医療関係者に反発したり、治療を否定したりする。



トピック 2

長期に渡り入院している子どもの不安

長期に渡り入院している児童生徒へのアンケート調査では、入院している子どもの不安について、次の5つをあげています。※1

① 将来への不安

入院生活や病状などの現在の状況というよりも、退院後の生活や病気で入院してしまったという事実が自分の未来に及ぼす影響といった将来のことを心配している気持ち。

② 孤独感

家庭や地域の学校などの自分本来の生活環境から一人切り離されて入院している状況で感じる孤独な気持ち。

③ 治療への恐怖

検査や治療への嫌悪感・恐怖感。また、検査や治療が嫌だからこそ家族にもっとそばにいてほしいと願う気持ち。

④ 入院生活不適応感

スタッフの対応や病棟規則などの入院生活に関するなじめなさや不満という気持ち。

⑤ 取り残される焦り

学校の友達から一人だけ離れて入院していることで、勉強や仲間間の話題に遅れてしまうのではないかと焦りの気持ち。

※1 谷口明子（2009）「長期入院児の心理と教育的援助—院内学級のフィールドワーク」
東京大学出版会



病気の子どもや入院している子どもの家族

病気の子どもや入院している子どもを支える最も大きな存在は家族です。

学校として支援や配慮を進める上では、子ども本人の意向の確認に加えて、保護者の意向を確認することも不可欠です。また、保護者から情報を得たり、行うべきことを一緒に検討したりしながら、共に支援や配慮を進めることが必要になります。

しかし、保護者は子どもを支える存在であると同時に、保護者自身が周囲の支援を必要としていることがあります。このことは、病気の子どもや入院している子どものきょうだいも同様です。



保護者やきょうだいの気持ちに十分に配慮した対応が大切です。

病気の子どもや入院している子どもの保護者

医療機関で初めて診断や治療方法を聞いた際、保護者はショックと不安を感じます。「そんなはずはない」と現状を受け入れられないこともあります。しかし、保護者自身が自分の気持ちに向き合う時間はほとんどありません。治療についての同意を求められること、子どもの看護のこと、家族の生活のことなど、保護者としてすぐに判断し、対応すべきことに迫られます。

保護者の悩みや不安は、病状や治療期間、状況等によっても異なります。時間の経過とともに、子どもが感じている治療や入院へのストレス、学習の遅れ、進学等の将来などについての心配が大きくなる場合もあります。

どのような時も保護者は大きな不安や悩みを抱えながら、子どもを精一杯支えています。保護者とのかわりには、まず不安や悩みを聴くことから始まります。気持ちに寄り添い、相談できる相手となることが、保護者との連携と協力を進める土台となります。

病気の子どもや入院している子どものきょうだい

きょうだいは、保護者とともに病気の子どもや入院している子どもを支えています。相談相手や遊び相手になったり、家庭では家事を手伝ったりすることもあります。

しかし、きょうだいとしての大きな葛藤もあります。自分のきょうだいが病気であると知ることで、ショックや不安を感じます。また、病気の子どもや入院している子どもに注目が集まることにより、不安や嫉妬、疎外感、怒りなどを感じる場合があります。さらに、そのような感情を持つ自分自身への罪悪感が大きなストレスとなることもあります。通院や入院により家族が離れる時間が増え、以前とは違う生活環境となることなどにより、自分の感情を出しにくくなることもあります。

きょうだいへの支援も必要であることを、保護者や関係者と確認し、対応を検討することも大切です。

Ⅱ 病気の子どもたちの学び

病気の子どもの学びの場

病気の子どもの学びの場は、病気の状態や必要とする支援の内容等に応じて、小・中学校の通常の学級や特別支援学級、高等学校、特別支援学校があります。これらの多様な学びの場は、連続性のあるものにしていくことが大切です。

福島県内には、次のような学びの場があります。



小・中学校の通常の学級、高等学校

病気の子どもの多くは、健康面や安全面等への配慮・支援を受けながら小・中学校の通常の学級や高等学校で学習しています。また、継続的な治療や特別な配慮・支援が必要な場合でも、学習環境の整備状況等により通常の学級で学ぶことができます。

小・中学校内に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級

多くの場合、入院はしませんが生活の管理を必要とする子どもが在籍しています。通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時間数による学習とともに、自立活動として健康状態の維持・回復・改善や体力の回復・向上を図るなどの学習もしています。

特別支援学校（病弱）

県内には、病弱教育を行う特別支援学校が4校あります。小・中学校の通常の学級や高等学校とほぼ同様の授業内容、授業時間数による学習を行う学級と、子どもの病気の状態等に応じた授業内容、授業時間数による学習を行う学級があります。それぞれの学級では、自立活動の学習も行っています。（図2）

県内の特別支援学校（病弱）

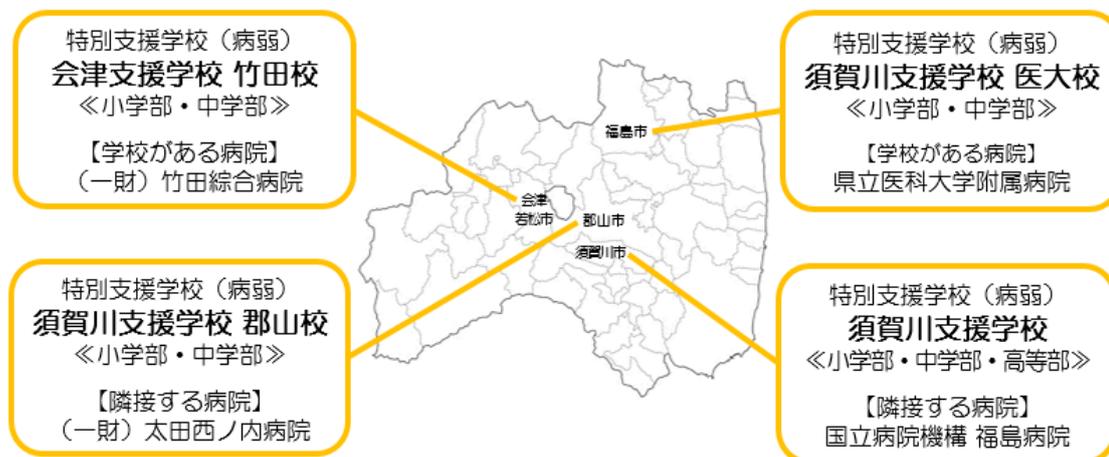


図2 県内の特別支援学校（病弱）平成29年4月現在

入院した子どもの学びの場

病気やけがのために入院している間も、教育を保障することが大切です。病状等により学習できる状況が異なることはありますが、入院中の教育は治療にもよい影響を与えるとされています。入院中も学びたいと願う子どもの思いに寄り添い、関係者・関係機関が連携して対応することが必要となります。（P19～22 参照）



福島県での特別支援学校（病弱）が設置されている病院へ入院した場合の対応、設置されていない病院へ入院した場合の対応については、次のことがあります。

＊特別支援学校（病弱）が設置されている病院への入院＊

福島県教育委員会は、福島県立医科大学附属病院、【一財】太田西ノ内病院、国立病院機構福島病院、【一財】竹田総合病院の4つの病院内、もしくは隣接している場所に特別支援学校（病弱）を設置しています。（P7 図2 参照）

地区	特別支援学校（病弱）	設置もしくは隣接の病院
県北	須賀川支援学校 医大校 (設置学部：小学部、中学部)	福島県立医科大学附属病院
県中	須賀川支援学校 郡山校 (設置学部：小学部、中学部)	【一財】太田西ノ内病院
県中	須賀川支援学校 (設置学部：小学部、中学部、高等部)	国立病院機構 福島病院
会津	会津支援学校 竹田校 (設置学部：小学部、中学部)	【一財】竹田総合病院

これらの病院に入院した小・中学校の児童生徒の教育は、特別支援学校（病弱）に転学し小・中学校と同じ授業を受ける場合と、転学せずに学習支援を受ける場合があります。この際の転学は、本人・保護者の希望、入院期間等を踏まえながら検討されます。

高等学校の生徒が転学できる特別支援学校（病弱）の高等部は、国立病院機構福島病院に隣接する須賀川支援学校本校に設置されています。



◀ 特別支援学校（病弱）に転学した場合 ▶

特別支援学校（病弱）が設置されている病院に入院し転学した児童生徒は、小・中学校の通常の学級、高等学校とほぼ同様の内容や時数による授業を受けています。

前籍校である小・中学校等や転入先の特別支援学校（病弱）では、次のような取組が行われています。

転学（転入・転出）時の ケース会議の実施

関係者による共通理解と対応等の検討のため、必要に応じてケース会議を行います。（医療機関が主催して行う場合には「カンファレンス」という名称となります。）参加者はケースにより異なりますが、本人・保護者と医療関係者、学校関係者等となります。

転出後のフォローアップの実施

退院し、前籍校に転出した1ヶ月後に特別支援学校（病弱）では、児童生徒の転出先の学校に対してアンケート記入を依頼して状況の把握を行っています。また、転出先の学校から依頼を受けた場合には、よりよい支援等を検討するケース会議も実施しています。（P10 参照）

学校間連携の実施

本人・保護者の了解を得て、前籍校である小・中学校等と特別支援学校（病弱）が連絡を取り合い、情報交換を行います。

また、児童生徒間のつながりとして「交流及び共同学習」を状況に応じて実施します。交流及び共同学習は、入院中の児童生徒の心の支えになるとともに、前籍校へ戻る際の不安を軽減する学習となります。



◀ 特別支援学校（病弱）に転学しない場合 ▶

特別支援学校（病弱）が設置されている病院に入院し、転学しない児童生徒に対して、在籍校である小・中学校等や特別支援学校（病弱）では、次のような取組が行われています。

在籍校による学習支援の実施

担任等が課題を病院に届ける学習支援があります。本人・保護者の意向を確認しながら進められますが、学校と病院が遠距離である等の理由で実施回数が少なくなったり、実施が難しかったりすることもあります。

特別支援学校（病弱）による 学習支援の実施

本人・保護者の希望、主治医の許可があり、在籍校からの依頼を受けたケースについて、特別支援学校（病弱）では学習支援を行います。学習支援の内容は、本人・保護者と在籍校に確認しながら決め、実施後には様子等を在籍校に伝えます。

ケース会議の実施

関係者による共通理解と対応等の検討のため、必要に応じてケース会議を行います。（医療機関が主催して行う際は「カンファレンス」という名称となります。）参加者はケースにより異なりますが、本人・保護者と医療関係者、学校関係者等となります。

病院の職員による学習支援の実施 ※【一財】太田西ノ内病院のみ

【一財】太田西ノ内病院では、短期間入院の児童生徒に対し、ベットサイドで小児教室担当者が支援に当たっています。

在籍校、特別支援学校（病弱）による教育相談の実施

在籍校の担任等が見舞や電話連絡をした際に、本人・保護者の不安や悩みを聴いたり、必要な情報を伝えたりする相談支援を行います。相談により本人・保護者が学校とのつながりを感じることは、入院生活を支える支援にもなります。

特別支援学校（病弱）でも、本人・保護者の申し込みを受けて相談支援を実施します。



* 特別支援学校（病弱）が設置されていない病院への入院 *

特別支援学校（病弱）が設置されていない病院に入院した小・中学校、高等学校の児童生徒に対しては、在籍校による学習支援が実施されています。担任等が課題を病院に届けるケースが多くありますが、その実施回数等は状況などにより異なります。本人・保護者と在籍校間での話し合いが必要となります。

また、小・中学校の児童生徒の場合には、福島県体験活動・ボランティア推進センター事業「病院訪問学習支援ボランティア」の利用により、ボランティアによる学習支援を受けることができます。（P 11 参照）

入院中の児童生徒へのよりよい支援に向けて、在籍校の取組を支えるのが特別支援学校のセンター的機能です。在籍校が特別支援学校に相談することにより、児童生徒の気持ちを支える支援やICTを活用した在籍校と病院をつなぐ支援等について情報提供や助言を受けることができます。（P 20 参照）

トピック 3

特別支援学校（病弱）からの転出 1 ヶ月後のアンケート

県内の特別支援学校（病弱）では、治療による入院のため特別支援学校（病弱）に転入、退院後に元の学校等に転出した児童生徒の状況等を把握するため、転出先の学校にアンケート記入を依頼する取組を行っています。

このアンケートは、特別支援学校（病弱）にとって児童生徒のフォローアップにつながる大切な情報を得る機会になるとともに、転出先の学校にとっても、自校の支援を見直す機会になっています。

学年	性別
	()

Q1 退院後の学習支援が、退院後に転入した学校での学習支援についてお問い合わせください。退院後の学習支援が実施されたか、実施回数について教えてください。

(1) 実施なし (2) 月に1-2回の実施 (3) 月に3-4回の実施
(4) 月に5-7日の実施 (5) その他

Q2 Q1で実施数が多い学校にだけお問い合わせください。退院後の学習支援が実施された学校で、退院後の学習支援が実施された学校についてお問い合わせください。

(1) 退院後の学習支援が実施された学校に問い合わせた。退院後の学習支援が実施された学校に問い合わせた。
(2) 退院後の学習支援が実施された学校に問い合わせた。退院後の学習支援が実施された学校に問い合わせた。
(3) 退院後の学習支援が実施された学校に問い合わせた。退院後の学習支援が実施された学校に問い合わせた。

アンケートの一部

トピック 4

〔参考〕 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化

平成 27 年 4 月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育が制度化され、右記の取組が可能となりました。

- ① メディアを利用して行う授業（同時双方向型^{※1}）の制度化
【全ての高等学校・特別支援学校高等部】
- ② オンデマンド型^{※2}教育の特例の創設
【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入
【特別支援学校高等部のみ】



※1 同時双方向型：学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

※2 オンデマンド型：別の空間・時間で事前に収録された授業を学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式

トピック 5

福島県体験活動・ボランティア推進センターによる 病院に入院している小・中学生への学習支援 「病院訪問学習支援ボランティア」

福島県体験活動・ボランティア推進センターでは、学習支援ボランティアの一つとして、「病院訪問学習支援ボランティア」を病院に派遣する事業を行っています。

病院訪問学習支援ボランティアは、入院中の小・中学生の国語、算数・数学、英語の学習を支援しており、ボランティアとして派遣されるのは、学習支援ボランティア人材バンクに登録されている者です。

このボランティアを希望するには、主治医の承認と保護者から在籍校への派遣願の提出が必要となります。

市町村教育委員会、教育事務所が各地域の体験活動・ボランティア推進センターとなっています。

詳しい手続き等については、市町村教育委員会、または教育事務所にお問い合わせください。



Ⅲ 学校で行う支援や配慮

在籍する子どもの病気や入院が分かったら

病気の子どもや入院している子どもが安心して学び、必要な支援や配慮を受けるためには、次のような対応が求められます。これらの対応は、どのようなケースにも共通です。

子どもの不安を理解し、 病気の知識を持つ

病気になったときに子どもは、多くの不安とストレスを感じます。発達段階や性格、病気の種類や状態によって異なりますが、子どもの病気に関する知識とともに、心理状態を理解して心のケアを考えていくことが大切です。

子どもや保護者と一緒に考える

病気の子どもや入院している子どもとその保護者の思いに寄り添い、その思いを共有しながら、支援等について一緒に検討することが必要になります。子どもと保護者の意向、医療機関からの情報を確認しながら、必要な支援を考えていきます。

関係する医療機関や各機関等と 連携・協力する

病気の状態や配慮点等については、関係する医療機関に確認することが必要です。学校と医療機関の連携・協力は、子どもと保護者の安心感を高めることにもつながります。また、福祉や教育関係機関等との連携・協力も必要に応じて行います。

個人情報の扱いに注意する

病気の子どもや入院している子どもの支援を進める上では、担任や学校として得た情報の適切な管理が不可欠です。関係機関等と情報を共有する際には、保護者の了解を得て、必要な情報だけを必要な範囲内だけに伝えます。

学校としての取組

病気の子どもや入院している子どもが在籍する場合には、上記の対応を基本としながら、状況に応じて次のような取組を進めます。

なお、行うべき支援や配慮は、同じ子どもでも病状や時期によって違ってくることがあるため、各取組を迅速に進めることが大切になります。

① 在籍する子どもの病気や入院が分かったら

保護者から情報を得る【病状、治療期間、病院名 等】

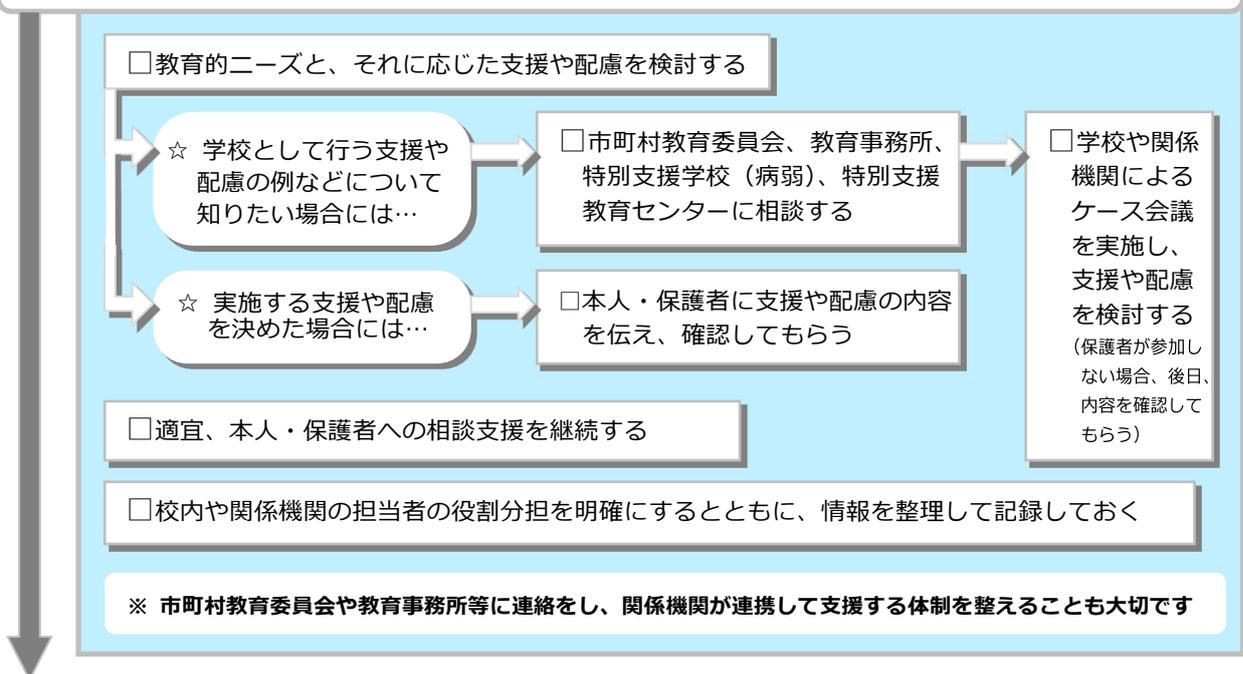
☆ 医療機関からの情報も欲しい場合には…

保護者の了解を得て、医療機関と連絡を取り、主治医等との面談を行ったり、カンファレンスに参加したりする

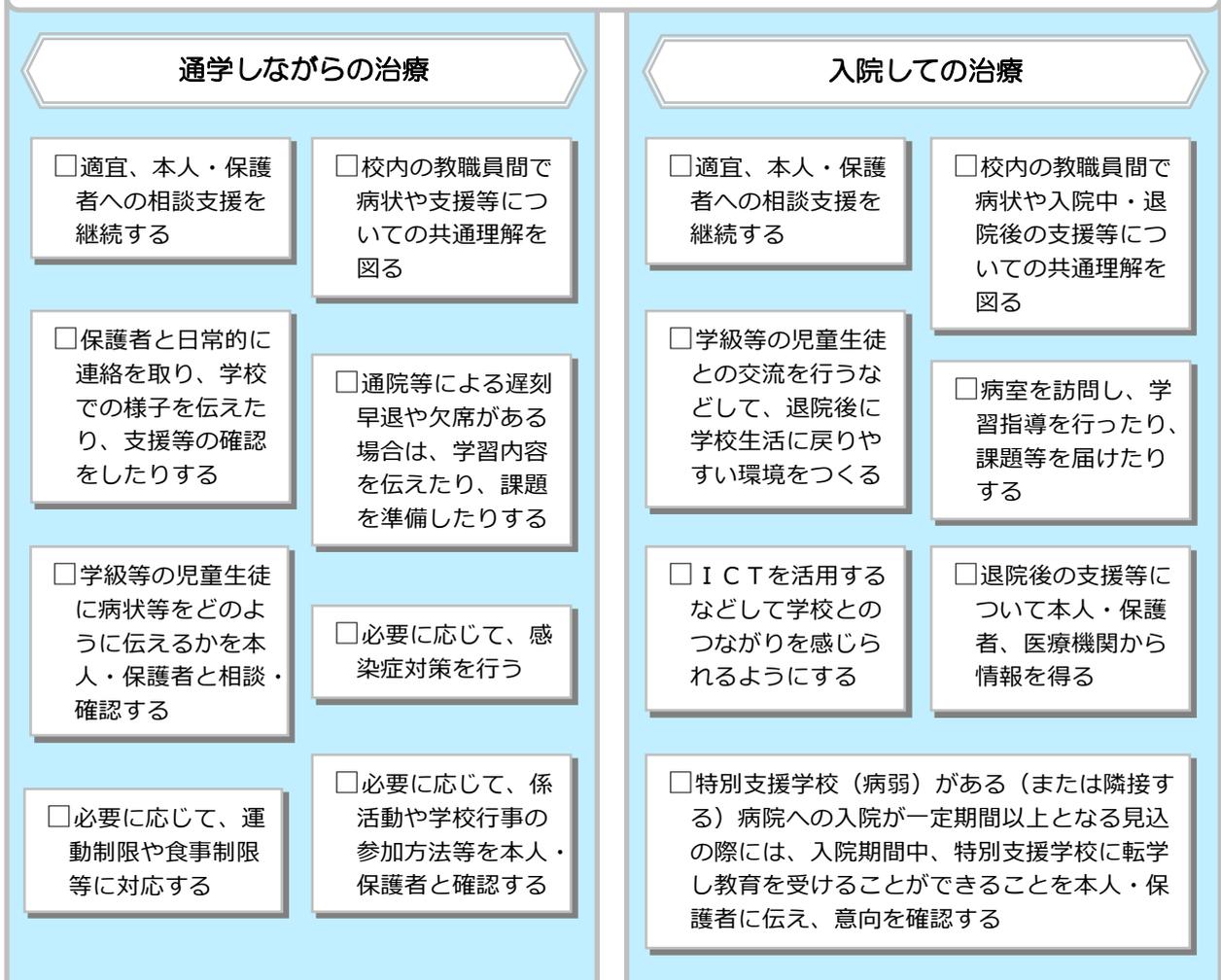
本人・保護者の学習や生活への思いや不安を聴き、相談支援を行う

校内の関係者間での共通理解を図る
【管理職、担任、副担任、養護教諭、学年の教員、特別支援教育コーディネーター 等】

② 本人や保護者の意向、病状や治療期間等を把握したら



③ 通学しながらの治療、入院しての治療の際には



上記の内容をシートにした「学校としての取組チェックシート」をP28に掲載しています。また、一緒にお使いいただける「学校の取組を進めるにあたり確認しておきたい主な内容～メモ用紙～」をP29に掲載しています。

よりよい支援や配慮のために

病気の子どもや入院している子どもへの支援や配慮を充実したものとするためには、前述の内容とともに、次の取組や視点も必要になります。

これらは、病気の子どもや入院している子どもが在籍している、していないにかかわらず、すべての教職員が理解しておきたい内容です。

子どもたちの
笑顔のために



* 支援や配慮の充実に向けて *

次の各取組について、校内で共通理解を図ることが大切になります。

個別の教育支援計画の 作成と活用

本人・保護者とともに作成し、本人・保護者の希望や必要な支援等を記入する個別の教育支援計画は、学校として対応を進める上で重要な文書となります。

日頃の支援等の確認とともに、進級時には校内での引き継ぎに活用します。また、転学や進学時の学校間の引き継ぎ、関係機関との連携時の情報共有にも役立ちます。

病気の子どもや入院している子どもへの支援や配慮では、「知らなかった」では済まされない事項が多くあります。個別の教育支援計画の作成と活用を進めることが不可欠です。

保護者との連絡

治療をしながら通学している場合、保護者は、学校での体調や学習の様子等を大変気にしています。児童生徒が自分で保護者に伝えることが難しい時には、連絡帳等様子伝えると保護者の安心感が高まります。保護者と連絡を取り、必要な情報を共有するとともに、保護者からの相談に丁寧に応じることが大切です。

個別の指導計画の 作成と活用

校内で行う支援や配慮の具体的な内容と評価、児童生徒の様子等を記入する文書が個別の指導計画です。

必要に応じて作成・活用し、個別の指導計画によって教職員間の共通理解を図ることは、支援や配慮の充実につながります。

個別の教育支援計画とともに、引き継ぎの際にも活用します。

管理表などの活用

治療をしながら通学している場合、必要に応じて、医療機関からの指示、学校生活で気を付けること等を一覧表などにし、常に確認できるようにすることも大切です。作成する際には、保護者と打ち合わせを行うとともに、医療機関から情報を得ることが必要です。

公益財団法人日本学校保健会では、心疾患・腎疾患、アレルギー疾患用の学校生活管理指導表を作成しています。次のWebサイトよりダウンロードできます。

<http://www.hokenkai.or.jp/Kanri/kanri-kanri.htm>

合理的配慮と基礎的環境整備

合理的配慮について、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会：以下、「初中分科会報告」という。）には、次のように示されています。

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

また、基礎的環境整備については、次のように示されています。

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

学校として行う合理的配慮の提供は「こんな配慮をして欲しい」との本人・保護者からの申し出を受けることからスタートします（本人・保護者が申し出をしやすい働きかけや環境づくりも必要です。）。本人・保護者との十分な話し合いを踏まえて、合理的配慮として提供する内容を決定、実施・見直しを進めていきます。

基礎的環境整備についても、学校としての取組を検討、整備していくことが求められています。

提供する合理的配慮の内容は、一人一人の教育的ニーズや状況等に応じて異なりますが、初中分科会報告には、「病弱の子どもへの配慮例」として、次の例が示されています。

①-2 教育方法 ①-2-2 学習機会や体験の確保

入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す児童生徒の教育の機会を確保する。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。（視聴覚教材等の活用、ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導、テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組 等）
(一部抜粋)

☆ 合理的配慮の観点・項目、基礎的環境整備内容、実際の取組等については、次のWebサイトをご覧ください。

◎ 福島県特別支援教育センター「小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」

<https://special-center.fcs.ed.jp>

◎ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」
<http://inclusive.nise.go.jp>

◎ 文部科学省「中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1323312.htm

トピック 6

合理的配慮の事例

提供する合理的配慮は、一人一人の教育的ニーズや状況等により異なりますが、次のような例があります。

本人・保護者の願い

できる範囲で体育の授業にも参加したい。



提供された配慮

①-1-2^{※1} 教育内容・方法

「学習内容の変更・調整」

主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表（P14 参照）に基づき、運動の強度を調整したり、休憩時間を確保したりする。

本人・保護者の願い

友達にも病気のことを知って欲しい。



提供された配慮

②-2^{※1} 支援体制

「子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」

学級の児童生徒に、症状や学校の中で気を付けること等について伝える機会を設ける。

本人・保護者の願い

みんなと一緒に教室で学習がしたい。
(生活規制として、紫外線に当たることを避ける必要がある児童生徒)



提供された配慮

③-2^{※1} 施設・設備

「発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮」

紫外線カットフィルムを窓などに貼り、紫外線に当たらないようにする。

※1 「教育支援資料」（文部科学省）に示された合理的配慮の3観点11項目による分類

ICTを活用した支援

病気の子どもに対する情報教育の意義について、「教育の情報化に関する手引き」（平成 22 年 10 月 文部科学省）には、次のように示されています。

同年代の児童生徒や親元から離れて入院生活を送る病弱者である児童生徒にとっては、家庭や前籍校等との交流や情報収集が欠かせないだけに、時間や空間に制限されないネットワークは、その特性から児童生徒が自らの生活を豊かにしていく上で有用な方法ということができ、病気による運動や生活の規制がある児童生徒の学習環境を大きく変える可能性がある。これらは、学習上の効果をも高めるだけでなく、意欲の向上や心理的な安定などにも効果がある。

また、「病気療養児に対する教育の充実について(通知)」（平成 25 年 4 月 文部科学省）には、病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応について、次のように示されています。

訪問教育や ICT 等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行うこと。

病室や家庭など、教室を離れて学習する子どもたちの学びを充実させるためにも、ICT を積極的に活用することが必要です。



* ICTを活用した支援方策 *

活用のねらい	具体的な支援の内容
学習意欲の向上	電子メール、SNS の活用などによりコミュニケーションの維持・拡大を図る。
心理的な安定	タブレット端末やデジタルビデオカメラ、デジタルカメラを活用した映像、画像によるコミュニケーションを推進する。
学習の充実	Web 会議システムなどによる在籍校や前籍校との連携・交流の機会を設定する。
	実際に行うことが難しい観察や実験の補助として、コンピュータ教材によるシミュレーション学習を行う。

ICT を活用する際も、個々の病気による現在の症状や健康状態への配慮をすることが大切です。

ICT を活用した支援の実施に当たって、不明なことがあった場合には、市町村教育委員会、教育事務所、特別支援学校（病弱）、特別支援教育センターにご相談ください。



トピック 7

ICTを活用した支援の事例

ここでは、ICT を活用した支援の具体的な事例を4つ紹介します。

【映像の視聴による間接的な交流】



＜主に期待される効果＞
・学習意欲の向上

＜必要な ICT 機器＞
・PC またはタブレット 端末 または ビデオカメラ

【病室と外部をつないでの体験的学習】



＜主に期待される効果＞
・学習の充実

＜必要な ICT 機器＞
・PC または タブレット 端末
・ウェブカメラ (遠隔操作ロボット含む)
・モバイル Wi-Fi ルーター (ネット環境)

【SNS 等を活用した情報交換】



＜主に期待される効果＞
・心理的な安定

＜必要な ICT 機器＞
・PC または タブレット 端末
・モバイル Wi-Fi ルーター (ネット環境)

【メディアを利用して行う双方向型授業】



＜主に期待される効果＞
・学習の充実

＜必要な ICT 機器＞
・PC または タブレット 端末
・ウェブカメラ (遠隔操作ロボット含む)
・モバイル Wi-Fi ルーター (ネット環境)

※ 通信費や設備に関する具体的な相談は、市町村教育委員会又は教育事務所にお問い合わせください。

Ⅳ 関係機関の連携と協力

関係する機関

病気の子どもや入院している子どもとその保護者を支え、必要な支援を行うためには、関係する機関との連携と協力が不可欠です。

福島県には、主に次のような関係する機関（教育、医療、福祉）があります。どの機関でも本人と保護者、学校等からの相談に応じたり、情報提供を行ったりしています。



* 教育に関する機関 *

機 関	主な役割 等	
市町村教育委員会	相談に対応するとともに、情報提供や助言を行います。また、教育事務所等の関係する機関と支援等の検討と実施に向けた連携を進めます。	
教育事務所	相談に対応するとともに、情報提供や助言を行います。また、学校や市町村教育委員会などからの連絡や報告を受け、関係する機関と支援等の検討と実施に向けた連携を進めます。	
県北教育事務所	所在地:福島市杉妻町 2 番 16 号	電話:024(521)2818
県中教育事務所	所在地:郡山市麓山一丁目 1 番 1 号	電話:024(935)1485
県南教育事務所	所在地:白河市昭和町 269 番地	電話:0248(23)1665
会津教育事務所	所在地:会津若松市追手町 7 番 5 号	電話:0242(29)5486
南会津教育事務所	所在地:南会津町田島字根小屋甲 4277 番地の 1	電話:0241(62)5255
相双教育事務所	所在地:南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地	電話:0244(26)1314
いわき教育事務所	所在地:いわき市平字梅本 15 番地	電話:0246(24)6215
特別支援学校（病弱）	相談に対応するとともに、情報提供や助言を行います。また、各地区の教育事務所等と連携し、本人と保護者、小・中学校、高等学校、特別支援学校の取組を支えます。	
須賀川支援学校	所在地:須賀川市芦田塚 13 番地の 5	電話:0248(76)2511
須賀川支援学校 医大校	所在地:福島市光が丘 1 番地	電話:024(548)2541
須賀川支援学校 郡山校	所在地:郡山市桜木二丁目 21 番 13 号	電話:024(933)4136
会津支援学校 竹田校	所在地:会津若松市山鹿町 3 番 27 号	電話:0242(28)0640
特別支援教育センター	相談に対応するとともに、情報提供や助言を行います。また、関係する機関と連携し、本人と保護者、小・中学校、高等学校、特別支援学校の取組を支えます。	
	所在地:郡山市富田町字上ノ台 4 番地の 1	電話:024(952)6497

医療に関する機関

機 関	主な役割 等
入院または 通院している病院	治療とともに、担当医師・看護師等の関係者が相談への対応、情報提供や助言を行います。医療ソーシャルワーカー（MSW）等を配置した相談室を設けている病院もあります。

福祉に関する機関

機 関	主な役割 等
市町村の担当部署	子育てに関することや福祉サービスについての情報提供、各手続き等の窓口となります。担当となる部署は、子育て支援課や障がい福祉課等となりますが、名称は各市町村により異なります。また、関係する機関と支援等の検討と実施に向けた連携を進めます。
各地区や市町村の 福祉事務所	子育てに関することや医療給付の申請等についての情報提供、各手続き等の窓口となります。また、関係する機関と支援等の検討と実施に向けた連携を進めます。

トピック 8

特別支援学校のセンター的機能

すべての特別支援学校には、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める役割があります。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）には、センター的機能の具体的内容として、次のことがあげられています。

- 各学校の教職員への支援機能
 - 各学校の教職員に対する研修協力機能
 - 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
 - 個別の指導計画や個別の教育支援計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
 - 教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
 - 児童等への施設設備等の提供機能
- 等

県内に病弱教育を行う特別支援学校は4校設置されており、センター的機能の役割を果たしています。

各学校の要請を受けて、病気の子どもや入院している子どもへの支援や配慮を一緒に検討したり、情報提供や研修支援等を行ったりしています。

病弱教育を行う特別支援学校のセンター的機能を利用する場合には、各特別支援学校（病弱）、市町村教育委員会又は教育事務所に御連絡ください。



関係する機関とのつながり

関係する機関がつながり、必要な時に必要な支援を行う体制をつくることは、病気の子どもや入院している子どもを支える大事な取組となります。

連携と協力のメリットと留意点は次のとおりですが、**最も大切なことは、本人が中心となる支援を行っていくことです。**



* 関係する機関との連携と協力のメリット *

支援に必要な情報が得られる

医療機関との情報共有は、生活規制等の配慮点が確認できるとともに、主治医や看護師に学校での児童生徒の様子を伝える機会となります。

教育委員会や特別支援学校（病弱）等との連携では、支援方法等についての情報提供を受けることができます。

本人と保護者の安心感が高まる

病気の子どもや入院している子どもと保護者は不安や孤立感を感じることがあります。このような時、関係する機関が連携と協力を進めていることを本人・保護者が知るとは、不安や孤立感を軽減し、安心感を高めることにつながります。

様々な支援を検討・実施できる

病気の子どもや入院している子どもは多くありません。そのため、対応の経験が少ない学校もあります。「どのような支援が行えるのか分からない」「こんな支援を行いたい」等の悩みがある際に、関係する機関との連携と協力を進めると、様々な支援を検討・実施することができます。

必要な時に必要な支援ができる

病気の子どもや入院している子どもが必要とする支援は、その時々々の病状や状況等により異なります。同じ病名でも状態が違ってもあります。関係する機関との連携と協力は、必要な時に必要な支援が行える体制づくりとなります。

トピック 9

リーフレット「病気の子どもや入院している子どもの支援ガイド」

病気の子どもや入院している子どもへの対応や相談機関等を掲載しているリーフレットです。文部科学省委託事業「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」により福島県教育委員会が平成29年度に作成し、県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校、市町村教育委員会、教育事務所等に配付しました。

特別支援教育課、特別支援教育センター、病弱教育を行う特別支援学校の各Webサイトに掲載しております。ぜひご覧ください。



連携と協力を進める上での留意点

本人と保護者の了解を得る

連携と協力を進める上では、病状等の情報を関係する機関が共有することが不可欠です。関係する機関に情報を伝える際には、事前に本人と保護者の了解を得る必要があります。

迅速な対応、柔軟な対応

その時々により病状や状況が変化するため、迅速な対応が大切です。また、治療等は予定通り進まないこともあります。その時々に応じた柔軟な対応も必要です。

教育的ニーズを確認する

よりよい支援のためには、病気の子もや入院している子どもの思いや願いを確認することが大切です。その上で、教育的ニーズを検討していくことが求められます。

個人情報の扱いに注意する

担任や学校として得た情報の適切な管理は不可欠です。関係する機関と情報を共有する際にも保護者の了解を得て、必要な情報だけを必要な範囲内だけに伝えます。記録等の保管にも十分な注意が必要です。

互いの役割を明確にする

関係する機関の連携と協力をよりよいものとするためには、情報交換だけのつながりとしなないことが大切です。どの機関が、どんな支援を、誰に対して、いつまでに行うのか等を明確にすることが必要です。

支援等の経過や結果を伝え合う

支援等の検討だけでなくどのような支援等が行われたか、その経過や結果について連絡し合うことがよりよい連携と協力となります。また、経過や結果を蓄積していくことは、支援の充実につながります。

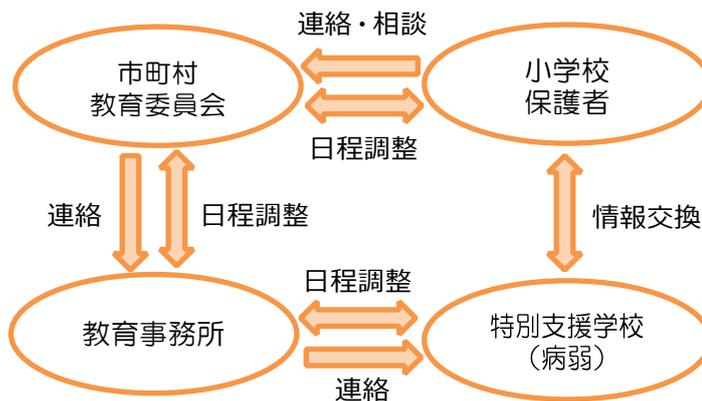
トピック 10

保護者、小学校、市町村教育委員会、教育事務所、特別支援学校（病弱）が連携して実施したケース会議

ある小学校では、退院し翌週から登校予定の児童に対して行う配慮や支援について特別支援学校（病弱）からの助言を受けたいと考えました。そこで、小学校は市町村教育委員会に連絡・相談をし、関係する機関が参加してのケース会議が開かれることとなりました。

このケース会議には、保護者、小学校・市町村教育委員会・教育事務所・特別支援学校（病弱）の各担当者が参加し、医療機関からの情報を踏まえながら今後の対応の検討が行われました。

保護者と関係する機関が参加したケース会議は、よりよい支援の実施につながりました。



事例の紹介

小学校での事例①

市町村教育委員会と連携し、 校内の人材を活用した学習支援

入院期間：1ヶ月以上
特別支援学校（病弱）が未設置の病院への入院

◎ 入院中の保護者、病院との連携

- 本人・保護者の学校への思い、学習の遅れや治療への不安を聴き、相談支援を行う
- 治療の内容や教職員が病室を訪問する時間等について病院の担当者と話し合う
- 退院後の必要な支援等を、本人・保護者と確認する



◎ 市町村教育委員会への連絡・相談と支援の実施

- 本人・保護者の教育的ニーズを検討し、学校の対応を市町村教育委員会へ相談し、協議する
- 担任・支援員等が病室を訪問し、学習支援とともに、相談支援を実施する



◎ 退院後の校内での支援

- 支援等について教職員間の共通理解を図る
- 支援員が教室移動等の際に支援する

ポイント

学習支援と気持ちを支える支援の積み重ねにより、退院後の授業や学校生活に大きな問題なく取り組むことができた。

小学校での事例②

関係機関と連携した 心理的サポートと学習支援

入院期間：1ヶ月未満
特別支援学校（病弱）が未設置の病院への入院

◎ 入院中の保護者、病院との連携

- 本人・保護者の学校への思い、学習の遅れや治療への不安を聴き、相談支援を行う
- 治療の内容や教職員が病室を訪問する時間等を病院の担当者と確認する

◎ リフレット「病気の子どもや入院している子どもへの支援ガイド」をきっかけとした関係機関との連携

- リフレットを見た校長は、よりよい支援について相談したいと考え、市町村教育委員会へ

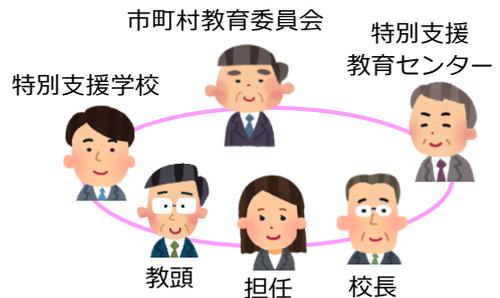


相談する

- 小学校、市町村教育委員会、教育事務所、特別支援学校（病弱）、特別支援教育センターが連絡を取る

◎ **関係機関による打ち合わせと支援の実施**

- 小学校、市町村教育委員会、特別支援学校（病弱）、特別支援教育センターが参加し、支援を検討する打ち合わせを実施する
- 担任が病室を訪問し、学習支援とともに、相談支援を実施する
- 病室と小学校をつなぐためICTを活用したWeb会議システム実施に向けた準備を特別支援学校（病弱）の協力を得て進める（退院が予定より早まり未実施）



【関係機関による打ち合わせと支援の実施】

ポイント

学習支援とICT活用による児童と学校をつなぐ支援の準備により、児童の学習意欲の継続と入院中の心理的なサポートを行うことができた。

小学校・特別支援学校（病弱）での事例

入退院に伴い転学をした児童の学校生活を支える支援

入院期間：1ヶ月以上
特別支援学校（病弱）が
設置されている病院への入院

◎ **前籍校である小学校と入院中の転学先である特別支援学校（病弱）との連携**

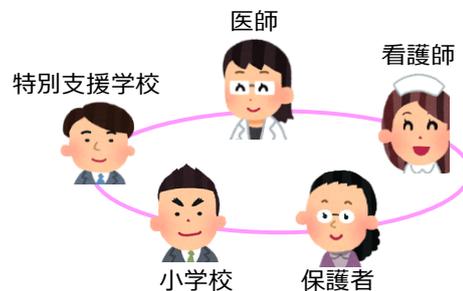
- 入院している児童と前籍校の児童間で手紙の交換などの交流を行う機会を設ける
- 前籍校と特別支援学校（病弱）間で児童の様子や学習の進捗等についての情報交換を行う



【児童同士の交流と教員間の共通理解】

◎ **退院後の小学校への転学に向けての連携**

- 退院後の学校生活での配慮等を確認するための保護者、病院、小学校、特別支援学校（病弱）によるケース会議の実施



【関係者によるケース会議の実施】

◎ **小学校への転学後の本人・保護者を支える連携**

- 小学校、市町村教育委員会、教育事務所間での対応を検討する支援体制をつくる
- 小学校での相談支援を行う
- 定期通院時には、特別支援学校（病弱）での相談支援を行う

ポイント

小学校と特別支援学校（病弱）が退院後を見据えた連携を進めたことにより、児童と保護者が安心感をもって学校生活を送ることができた。

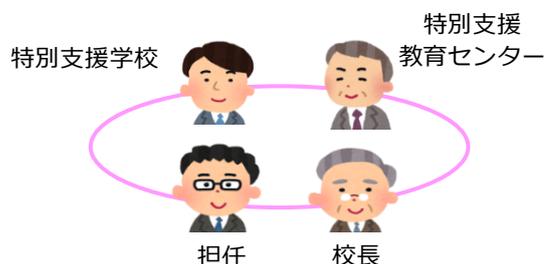
中学校での事例

特別支援学校（病弱）と連携した学習支援と相談支援の実施

入院期間：1ヶ月未満
特別支援学校（病弱）が未設置の病院への入院

◎ 入院中の保護者、病院との連携

- 本人・保護者の学校への思い、学習の遅れや治療への不安を聴き、相談支援を行う
- 治療の内容や教職員が病室を訪問する時間等を病院の担当者と確認する



【関係機関による打ち合わせの実施】

◎ 特別支援学校（病弱）への相談と支援の実施

- 特別支援学校（病弱）へ支援等について相談し、関係機関による打ち合わせを実施する
- 担任が病院を訪問して学習支援と相談支援を実施する
- 特別支援学校（病弱）の教員が担任と連絡を取り合い、共通理解を図りながら病院を訪問して相談支援を実施する



【特別支援学校（病弱）と連携した支援】

ポイント

学習支援と生徒・保護者に対する相談の実施により、学習意欲の継続と退院後の学校生活への不安を軽減することができた。

高等学校での事例①

対応マニュアルにより生徒の学校生活を支える支援

入院期間：1ヶ月以上
特別支援学校（病弱）が未設置の病院への入院

◎ 入院中の保護者、病院との連携

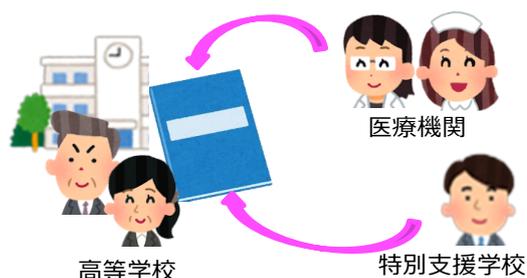
- 本人・保護者の学校への思い、学習の遅れや治療への不安を聴き、相談支援を行う
- 病院の担当者と治療の内容等の確認を定期的に行う



【高等学校と病院の連携】

◎ 退院後に向けた学校で行う支援等の検討と対応マニュアルの作成

- 本人・保護者、病院からの情報等を基に支援等について校内で検討する
- 近隣の特別支援学校から支援等についてのアドバイスを受ける
- 支援の目的（生徒のどのような力を育むのか等）、支援の内容・方法、緊急時の対応等をまとめた対応マニュアルを作成する



【関係機関と連携し作成した対応マニュアル】

◎ 対応マニュアルを活用した校内での共通理解

- 学年会や職員会議等において対応マニュアルで支援等について確認し、教員間での共通理解を図る
- 生徒の様子等について、教員間で情報交換を行う

ポイント

対応マニュアル等による教員間の共通理解により、生徒と保護者の不安が軽減し、大きな問題なく学校生活を送ることができた。

高等学校での事例②

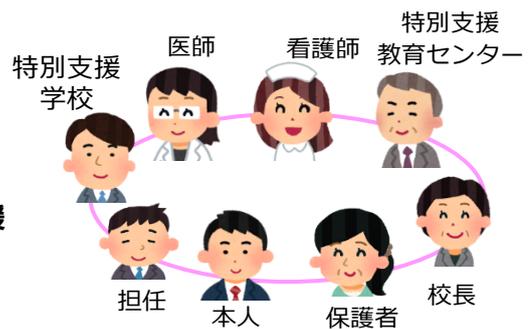
Web 会議による心理的サポートと退院後を見据えた対応

入院期間：1 ヶ月以上
特別支援学校（病弱）が
設置されている病院への入院



◎ 生徒の入院治療が決まった際の実行

- 本人・保護者の学校への思い、学習の遅れや治療への不安を聴き、相談支援を行う
- 職員会議で対応等について検討する
- 特別支援学校（病弱）へ支援等について相談する



【関係者・機関によるカンファレンスの実施】

◎ 入院が近づいた際の保護者、病院、特別支援学校（病弱）等との連携

- 本人、保護者、病院、高等学校、特別支援学校（病弱）等による病院主催のカンファレンスに参加する
- 病室と高等学校をつなぐため ICT を活用した Web 会議システム実施に向けた準備を特別支援学校（病弱）の協力を得て進める（本人の病状、入退院の繰り返し等により未実施）



【特別支援学校（病弱）と連携した支援】

◎ 入院中の相談支援と特別支援学校（病弱）と連携した自主学習の支援

- 入院中、校長が生徒を見舞い生徒を励ますなど、入院中も学校とのつながりを大事に考えた対応をする
- 特別支援学校（病弱）の教員が担任と連絡を取り合い、共通理解を図りながら生徒の自主学習を支援する

ポイント

自主学習を支援する体制づくりと ICT 活用による生徒と学校をつなぐ支援の準備により、生徒の学習と治療への意欲を高めることができた。

おわりに

病気の子どもや入院している子ども よりよい「今」と「将来」に向けて

病気の子どもや入院している子どもは、治療、生活、学習等に様々な不安を抱えます。また、「普通のこと」が制限される生活は、大きなストレスになります。

学習機会の保障と気持ちを支える私たちの取組は、病気の子どもや入院している子どもの不安やストレスを和らげるとともに、生きる力を育みます。

ある病院に入院した生徒に対し、在籍校は医療機関や特別支援学校（病弱）と連携し、学習と気持ちをサポートする支援を進めました。退院後、その生徒は先生方に次のように伝えたとのこと。「入院中、お世話になった看護師さんがいます。将来は、その方のような看護師になりたいです。そのために、勉強を頑張ります。」この言葉は、関係者にとって、大変嬉しく、心に響くものでした。

病気の子どもや入院している子どものよりよい「今」と「将来」に向けて、必要なことは何か、できることは何かを、本人を中心として保護者、学校、医療機関、関係機関等と一緒に考え、取り組んでいきましょう。



資料「学校としての取組チェックシート」

1 在籍する子どもの病気や入院が分かったら

保護者から情報を得る【病状、治療期間、病院名 等】

☆ 医療機関からの情報も欲しい場合には…

保護者の了解を得て、医療機関と連絡を取り、主治医等との面談を行ったり、カンファレンスに参加したりする。

本人・保護者の学習や生活への思いや不安を聴き、相談支援を行う

校内の関係者間での共通理解を図る
【管理職、担任、副担任、養護教諭、学年の教員、特別支援教育コーディネーター 等】

2 本人や保護者の意向、病状や治療期間等を把握したら

教育的ニーズと、それに応じた支援や配慮を検討する

☆ 学校として行う支援や配慮の例などについて知りたい場合には…

市町村教育委員会、教育事務所、特別支援学校（病弱）、特別支援教育センターに相談する

学校や関係機関によるケース会議を実施し、支援や配慮を検討する（保護者が参加しない場合、後日、内容を確認してもらう）

☆ 実施する支援や配慮を決めた場合には…

本人・保護者に支援や配慮の内容を伝え、確認してもらう

適宜、本人・保護者への相談支援を継続する

校内や関係機関の担当者の役割分担を明確にするとともに、情報を整理して記録しておく

※ 市町村教育委員会や教育事務所等に連絡をし、関係機関が連携して支援する体制を整えることも大切です

3 通学しながらの治療、入院しての治療の際には

通学しながらの治療

適宜、本人・保護者への相談支援を継続する

校内の教職員間で病状や支援等についての共通理解を図る

保護者と日常的に連絡を取り、学校での様子を伝えたり、支援等の確認をしたりする

通院等による遅刻早退や欠席がある場合は、学習内容を伝えたり、課題を準備したりする

学級等の児童生徒に病状等をどのように伝えるかを本人・保護者と相談・確認する

必要に応じて、感染症対策を行う

必要に応じて、運動制限や食事制限等に対応する

必要に応じて、係活動や学校行事の参加方法等を本人・保護者と確認する

入院しての治療

適宜、本人・保護者への相談支援を継続する

校内の教職員間で病状や入院中・退院後の支援等についての共通理解を図る

学級等の児童生徒との交流を行うなどして、退院後に学校生活に戻りやすい環境をつくる

病室を訪問し、学習指導を行ったり、課題等を届けたりする

ICTを活用するなどして学校とのつながりを感じられるようにする

退院後の支援等について本人・保護者、医療機関から情報を得る

特別支援学校（病弱）がある（または隣接する）病院への入院が一定期間以上となる見込の際には、入院期間中、特別支援学校に転学し教育を受けることができることを本人・保護者に伝え、意向を確認する

資料「学校の取組を進めるに当たり確認しておきたい主な内容～メモ用紙～」

(個人情報が含まれるため、記入した際の取り扱いには十分注意すること)

保護者と確認したい内容

- 診断名

- 医療機関名

- 担当医師名

- 治療期間（予定）

- 本人の体調等の様子

- 服薬

- 治療や体調管理上の留意点、必要となる支援や配慮

- 本人の気持ち（不安に感じていること 等）

- 保護者の気持ち（不安に感じていること 等）

- 学校への要望

- 緊急時の連絡先と対応

- 学校が医療機関と連絡を取ることについての了解

医療機関と確認したい内容（保護者の了解を得た後）

- 医療機関の連絡窓口・担当者名

- 治療や体調管理上の留意点、必要となる配慮

- 緊急時の対応

〔入院しての治療の場合には、次の内容も確認する〕

- 見舞いや学習支援等の実施の許可

- 学習支援等で訪問可能な時間帯及び実施できる場所（病室や他のスペースの利用等）

- 学習支援等に利用する通信機器の使用の許可

資料「参考になる本や Web サイト等の紹介」

本ハンドブック作成に当たっての引用・参考文献や Web サイト等です。

本や冊子

- 『**病気の児童生徒への特別支援教育 病気の子どもの理解のために**』2008-2013
全国特別支援学校病弱教育校長会・独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 編
・病弱教育支援冊子
・病気の子どもの理解のために - 「こころの病」編 -
・【病類別】支援冊子
「血友病」「ぜん息・アレルギー」「てんかん」「心疾患」「ムコ多糖症」「胆道閉鎖症」
「肥満」「白血病」「脳腫瘍」「筋ジストロフィー」「糖尿病」「色素性乾皮症（X P）」
「もやもや病」「腎疾患」「ペルデス病」「高次脳機能障害」「潰瘍性大腸炎、クローン病」
「膠原病」

※上記の冊子は、「全国特別支援学校病弱教育校長会」「独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所」の Web ページよりダウンロードできます。

『**病気の子どもの教育支援ガイド**』

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 編著、ジアース教育新社、2017

『**特別支援学校の学習指導要領を踏まえた 病気の子どものガイドブック** - 病弱教育における指導の進め方』

全国特別支援学校病弱教育校長会 編、ジアース教育新社、2012

『**特別支援教育に活かす 病弱児の生理・病理・心理**』

小野次朗・西牧謙吾・榊原洋一 編著、ミネルヴァ書房、2011

『**病弱・虚弱児の医療・療育・教育 改訂3版**』宮本信也・土橋圭子 編、金芳堂、2015

『**病気の子どもの教育入門**』全国病弱教育研究会 編、クリエイツかもがわ、2013

『**病弱教育における各教科等の指導**

- 合理的配慮の観点から各教科等の指導と配慮を考える』

丹羽登 監修・全国特別支援学校病弱教育校長会 編、ジアース教育新社、2015

『**チームで育む病気の子ども - 新しい病弱教育の理論と実践**』

西牧謙吾 監修、松浦俊弥 編、北樹出版、2017



『病弱教育 Q&A PART I 病弱教育の道標』

横田雅史 監修 全国病弱養護学校長会 編著、ジアース教育新社、2002 改訂版

『病弱教育 Q&A PART II 新しい就学基準「自立活動」の事例「総合的な学習の時間」の事例』

横田雅史 監修 全国病弱養護学校長会 編著、ジアース教育新社、2002

『病弱教育 Q&A PART III 教科等指導』

愛知みずほ大学人間科学部教授 横田雅史 監修 全国病弱養護学校長会 編著
全国病弱養護学校長会 編集協力、ジアース教育新社、2004

『病弱教育 Q&A PART IV 院内学級』

愛知みずほ大学人間科学部教授 横田雅史 監修 院内学級担任者の会 編著
全国病弱養護学校長会 編集協力、ジアース教育新社、2004

『病弱教育 Q&A PART V 病弱教育の視点からの医学事典』

国立療養所南福岡病院長 西間三馨 監修（医療）
愛知みずほ大学人間科学部 教授 横田雅史 監修（教育）
全国病弱養護学校長会 編集協力、ジアース教育新社、2003

『難病の子どもを知る本（全8巻）』

山城雄一郎・茂木俊彦 監修 難病のこども支援全国ネットワーク 編
大月書店 2000-2001

- | | |
|------------------|------------------|
| ①自閉症の子どもたち | ②心臓病の子どもたち |
| ③腎臓病の子どもたち | ④小児糖尿病の子どもたち |
| ⑤ぜんそく・アトピーの子どもたち | ⑥ホルモンと代謝の病気 |
| ⑦神経難病の子どもたち | ⑧難病の子どもたちを支える人たち |

Web サイトや Web ページ

・ 文部科学省 「教育支援資料 5 病弱」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

病弱・身体虚弱の子ども教育の概要など

・ 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 「病弱・身体虚弱教育」

<http://www.nise.go.jp/cms/keywords/1.-.kwstring.9.html>

病弱・身体虚弱教育に関する研究や関連情報など

・ 全国特別支援学校病弱教育校長会

<http://www.zentoku.jp/dantai/jyaku/index.html>

支援冊子「病気の児童生徒への特別支援教育～病気の子ども理解のために～」など

・ 国立がん研究センター 小児がん情報サービス

<https://ganjoho.jp/child/index.html>

小児のさまざまながんについての解説、生活や教育等に関する情報など

・ 小児慢性特定疾病情報センター

<https://www.shouman.jp/>

小児慢性特定疾病対策の対象となる疾病と関係する制度の情報など



「病気の子どもや入院している子どものための支援ハンドブック」

平成 30 年 3 月

発行：福島県特別支援教育センター

〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台 4-1

電話：024-952-6497

本ハンドブックは、福島県特別支援教育センターWeb サイトからダウンロードできます

<https://special-center.fcs.ed.jp>